

改定前	改訂後
<p>第 1 条 (カードの発行)</p> <p>(2) 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。</p> <p>(3) 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。</p> <p>第 5 条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、店舗へ立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承認いただきます。</p>	<p>第 1 条 (カードの発行)</p> <p>(2) 当社は、本会員が<u>本会員の代理人として</u>予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上当社に家族カード利用の申込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、<u>家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいずれも賠償するものとします。</u></p> <p>(3) <u>本会員は、家族カードの利用が全て本会員の代理人としての家族会員による利用となることを承諾し、家族カードの利用により生じる一切の責任を負うことを承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>本会員は、家族会員が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</u></p> <p>(5) <u>家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。</u></p> <p>第 5 条 (カードのご利用)</p> <p>(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、<u>当社に立替払を委託するとともに</u>、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、店舗へ立替払いを委任し、<u>カードのご利用又は商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことを、予めご承認いただきます。</u></p>

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

(3)当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。

第7条（弁済金等の支払方法等）

(1) (略)

③事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

(2) (略)

⑧支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法でお申出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、カードのご利用又は商品等の購入の取消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

(3)当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて非接触ICカードを専用端末にかざすこともしくはカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。

第7条（弁済金等の支払方法等）

(1) (略)

③事務上の都合により前月又は翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

(2) (略)

⑧支払方法の自動変更サービス—申出以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点で商品購入に係るご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(ハ) ⑥による支払方法での利用の場合。

第 8 条 (遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額(第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2) ①、⑥の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。

第 12 条 (キャッシングサービス)

(1) (略)

① 当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動支払機(以下「ATM」という)を利用する方法。

第 13 条 (融資金の支払方法等)

(2) (3) により算定した額とし、翌々月 4 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第 7 条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という)に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月 4 日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

第 8 条 (遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額(第 7 条(弁済金等の支払方法等)(2) ①、⑥、⑦の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。

第 12 条 (キャッシングサービス)

(1) (略)

① 当社の提携する金融機関等組織の現金自動支払機(以下「ATM」という)を利用する方法。

第 13 条 (融資金の支払方法等)

(2) (3) により算定した額とし、翌々月 4 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第 7 条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して以下、「お支払日」という)に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。なお、ご利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。リボルビング方式の利息(初回利息を除く)は毎月の融資金リボ残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。また、一括払い及び、リボルビング方式の初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月 4 日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

第 20 条 (期限の利益喪失)

(2) (略)

③会員が、第 22 条 (その他承諾事項) (4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第 22 条 (その他承諾事項等)

(1) (略)

①第 7 条 (弁済金等の支払方法等) (2) ①、⑥の手数料、第 13 条 (融資金の支払方法等) (3) の融資金の利息並びに第 8 条 (遅延損害金) 及び第 14 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。

(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。

(新規に規定)

④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑥ (1) ②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

第 20 条 (期限の利益喪失)

(2) (略)

③会員が、第 22 条 (その他承諾事項) (4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条 (5) に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、当社が、同条(4) もしくは第 23 条 (マネー・ローンダリング等の禁止) (2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第 22 条 (その他承諾事項等)

(1) (略)

①第 7 条 (弁済金等の支払方法等) (2) ①、⑥、⑦の手数料、第 13 条 (融資金の支払方法等) (3) の融資金の利息並びに第 8 条 (遅延損害金) 及び第 14 条 (遅延損害金) の遅延損害金は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算で行うこと。

(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。

④本会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等 (ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く) の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は本会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、本会員に当該費用を請求するものとします。

⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

⑥与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑦ (1) ②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(新規に規定)

(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(新規に規定)

(6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載しています。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

(7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）

(1) 会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、

(5) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

(新規に規定)

これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という)の目的で、カードを利用してはいけないものとします。

(2) 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

(3) 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

第 24 条 (会員資格の喪失等)

(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。

また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われないとき。

⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 18 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき (ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。)、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

第 23 条 (会員資格の喪失等)

(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。

また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われ

⑤第 18 条 (お届け事項の変更等) (1) に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑦当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったとき。

⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

⑨本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

第 24 条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

第 25 条（業務提携）

（問い合わせ先）

（略）

静銀セゾンカード株式会社

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 11-1

包括信用購入あっせん業者登録番号関東（包）第 30 号

貸金業者登録番号東海財務局長（6）第 00164 号

静銀セゾンカードインフォメーションセンター（事務処理代行株式会社クレディセゾン）

0570-064-606 または 06-7709-8048

URL：https://www.sgsaison.co.jp

⑦会員が、第 22 条（その他承諾事項）（4）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条（4）もしくは第 23 条（マネー・ローンダリング等の禁止）（2）に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

⑧会員が、第 22 条（その他承諾事項）（5）（6）に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

⑩本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

第 25 条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外でのカードのご利用については、以下の各号が適用されます。

第 26 条（業務提携）

（問い合わせ先）

（略）

静銀セゾンカード株式会社

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 11-1

包括信用購入あっせん業者登録番号関東（包）第 30 号

貸金業者登録番号東海財務局長 第 00164 号

静銀セゾンカードインフォメーションセンター（事務処理代行株式会社クレディセゾン）

0570-064-606 または 06-7709-8048

URL：https://www.sgsaison.co.jp